

小浜市公式ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、小浜市公式ホームページのトップページ(以下、「小浜市公式ホームページ」という。)への広告掲載を適正に行うため、小浜市公式ホームページ広告掲載要綱(以下、「要綱」という。)に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置および枠数)

第2条 広告の掲載位置および枠数は、原則として次のとおりとする。

広告の位置

小浜市公式ホームページトップページで市が指定した位置

枠数

3 枠程度

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、1 枠あたり月額10,000円(消費税および地方消費税含む)とする。

(広告の種類)

第4条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ

縦60ピクセル×横140ピクセル (2cm×4cm)

形式

GIF形式 (アニメ不可)

データ容量

4KB以内

(広告の禁止表現)

第6条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告の掲載を認めない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
- (2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど

(3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤する恐れがあるもの

(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載など

(4) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの

(広告掲載の制限事項)

第7条 広告の制限事項は、原則とし次の各号に掲げるものとし、制限事項に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(1) アクセシビリティの低い配色のもの

(例) 赤と緑の組み合わせのようにコントラストに差がない場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要領は、平成18年 6月20日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。